

第7章 介護保険料の見込み

第7章 介護保険料の見込み

1 標準給付費見込額の推計

高齢化の進展による自然増や介護報酬改定の影響等を踏まえて見込んだ総給付費に、過去の実績から見込んだ特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料を合わせて、標準給付費を見込みました。

〔図表 7-1-1: 標準給付費の見込み〕

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	合計
総給付費	(千円)	4,806,483	5,005,340	5,236,891	15,048,715
特定入所者介護サービス費等 給付額	(千円)	149,479	155,905	163,145	468,529
高額介護サービス費等給付額	(千円)	79,896	83,331	87,201	250,428
高額医療合算介護サービス費等 給付額	(千円)	15,679	16,353	17,113	49,145
算定対象審査支払手数料	(千円)	6,741	6,944	7,181	20,866
審査支払手数料支払件数	(件)	89,874	92,587	95,751	278,212
標準給付費見込額	(千円)	5,058,278	5,267,873	5,511,531	15,837,682

※総給付費は一定以上所得者負担、消費税等の見直し等の調整後のもの

※特定入所者介護サービス費等給付額は資産等勘案調整後のもの

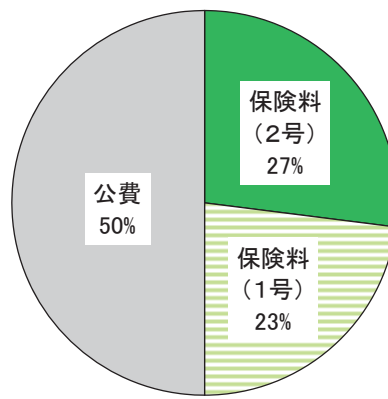
※千円未満の端数処理のため、計が一致しない場合がある（以下同じ）

2 第1号被保険者の保険料の推計

(1) 介護保険の財源と保険料

介護保険の財源は、半分が国・県・市によって公費負担され、残りの半分は被保険者が納める保険料で構成されています。保険料のうち、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者が納める負担割合は、全国ベースの人口比率によって定められますが、介護保険制度の改正により第1号被保険者の負担割合が、これまでの22%から23%へ変更されることになります。

〔図表 7-2-1: 介護保険の財源内訳(平成 30~32 年度)〕



(2) 保険料収納必要額と保険料の基準額

第1号被保険者の保険料は、平成30年度から32年度までの第1号被保険者・要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等を基に設定しました。

〔図表 7-2-2: 保険料収納必要額と保険料の基準額〕

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額(A)	(千円)	5,058,278	5,267,873	5,511,531	15,837,682
地域支援事業費(B)	(千円)	370,429	396,770	425,421	1,192,620
介護予防・日常生活支援総合事業費(B①)	(千円)	217,000	238,700	262,570	718,270
包括的支援事業・任意事業費(B②)	(千円)	153,429	158,070	162,851	474,350
第1号被保険者負担分相当額(C) (A+B) × 23%	(千円)	1,248,603	1,302,868	1,365,499	3,916,969
調整交付金相当額(D) (A+B①) × 5%	(千円)	263,764	275,329	288,705	827,798
調整交付金見込額(E)	(千円)	210,484	215,858	218,838	645,180
財政安定化基金拠出金見込額	(千円)				0
財政安定化基金償還金	(千円)	0	0	0	0
準備基金取崩額(F)	(千円)				280,000
保険料収納必要額(G) C+D-E-F	(千円)				3,819,587
収納率(H)	(%)	98.50%			
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(I)	(人)	19,800	19,969	20,072	59,842
保険料基準額(年間)(J) G ÷ H ÷ I	(円)				64,800
保険料基準額(月額) J ÷ 12	(円)				5,400

第7期計画期間中の介護保険料基準額	
年額(円)	64,800
月額(円)	5,400

(3) 第1号被保険者の所得段階別保険料

保険料については、被保険者の負担能力に応じた、細やかな段階の設定を行いました。

第7期（平成30～32年度）における所得段階別の保険料（年額）は下記のとおりです。

〔図表 7-2-3: 第1号被保険者の所得段階別保険料〕

段 階	対 象 者	保険料率	保 険 料 (年 額)	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	0.45	29,200円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	45,300円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.75	48,600円	
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	0.90	58,300円	
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない方	1.00	64,800円	基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	77,700円	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	84,200円	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	97,200円	
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上450万円未満の方	1.70	110,100円	
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上の方	1.90	123,100円	